

熊本県公報

第 1 1 4 2 6 号
平成 18 年 7 月 3 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課) 1
○都市計画法の事業計画変更	(下水環境課) 4
○家畜伝染病(ヨーネ病)の発生	(畜産課) 4
○指定居宅サービス事業所の指定(通所介護)	(高齢者支援総室) 4
○ " (介護予防通所介護)	(") 5
○保安林の指定施業要件の変更	(森林保全課) 5
公 告	
○平成 18 年度骨材需給実態等調査事業委託に係る一般競争入札の実施	(産業支援課) 5
○定数漁業の許可申請期間	(水産振興課) 7
登 載 依 頼	
○熊本県環境影響評価条例に基づく対象事業の実施の他の者への引継ぎに係る公告	((有) 野澤産業) 8

告 示

熊本県告示第 698 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 18 年 7 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 水俣市

(1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)

水東川(205-1-002)

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

水俣市初野

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 84 号)第 4 条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)

初野川-1(205-1-003-1)

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

水俣市初野

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 84 号)第 4 条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)

初野川-2(205-1-003-2)

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市初野
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
上初野川-1（205-1-004-1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市初野
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
上初野川-2（205-1-004-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市初野
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
牧の内川（205-1-008）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市牧の内
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
古城川（205-1-010）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市長野
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
小頭川 (205-1-011)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市長野町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
気子川 (205-1-012)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市中鶴
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
屋蔵川 (205-1-047)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市長野町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
沖無川 (205-1-050)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市湯出
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
茂道川 (205-1-059)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
水俣市袋
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 新地迫川 (205-2-005)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市長野
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 鹿谷川 (205-2-049)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 水俣市湯出
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 699 号

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 63 条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 7 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 宇城市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 小川都市計画下水道事業 小川公共下水道
- 3 事業計画
 - (1) 収用の部分
変更なし。
 - (2) 使用の部分
平成 8 年熊本県告示第 162 号、平成 11 年熊本県告示第 253 号、及び平成 13 年熊本県告示第 279 号により告示した事業地に、宇城市小川町新田出字一番、字二番及び字四番、小川町南新田字西割及び字土割、小川町南部田字中ノ川、字陣ノ下、字白木平、字南平、字妙見、字山下及び字釘町、小川町北部田字竹ノ下、字高倉及び字白木平、並びに小川町南小川字納野及び字亀ノ甲を追加し、同事業地のうち宇城市小川町南部田字岩立及び字大村、並びに小川町西北小川字納野及び字馬場地内において事業地を変更する。
- 4 事業施行期間
平成 8 年 2 月 16 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

熊本県告示第 700 号

家畜伝染病予防法 (昭和 26 年法律第 166 号) 第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第 4 項の規定により公示する。

平成 18 年 7 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

病 名	区 分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発 生 頭 数	適 用
ヨーネ病	患畜	平成 18 年 6 月 21 日	阿蘇市	1 戸 1 頭	乳用牛

熊本県告示第 701 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 7 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ライフケア長洲デイサービスセンター 玉名郡長洲町大字折崎字曾根浦 1440 番地 1	有限会社ライフケア	平成 18 年 6 月 22 日

熊本県告示第 702 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 7 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ライフケア長洲デイサービスセンター 玉名郡長洲町大字折崎字曾根浦 1440 番地 1	有限会社ライフケア	平成 18 年 6 月 22 日

熊本県告示第 703 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成 18 年 7 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 (1) 保安林の所在場所 熊本県天草市（次の図に示す部分に限る。）
 (2) 指定の目的 水源のかん養
 (3) 指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林の所在場所 熊本県天草市（次の図に示す部分に限る。）
 (2) 指定の目的 公衆の保健
 (3) 指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第 514 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 7 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称
平成 18 年度骨材需給実態等調査事業委託
 - (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 委託期間
契約締結の日から平成 19 年 3 月 31 日まで
 - (4) 入札方法

- ア 入札金額は、平成 18 年度骨材需給実態等調査事業委託に要する費用とする。
- イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 14 年熊本県告示第 516 号）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で、本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 6 の（4）のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2581（ダイヤルイン）
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 18 年 7 月 3 日（月）から平成 18 年 7 月 11 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成 18 年 7 月 10 日（月）から平成 18 年 7 月 13 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までとする。
- (2) 提出場所
5 に記載のとおり
- (3) 提出方法
5 に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県商工観光労働部産業支援課資源班（県庁本館 7 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2322（ダイヤルイン）
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 18 年 7 月 5 日（水）から平成 18 年 7 月 13 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までとする。
イ 交付場所
5 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成 18 年 7 月 26 日（水）午後 1 時 00 分から

- イ 場所
熊本県庁本館 7 階商工観光労働部会議室
- (4) 入札書の提出方法
6 の (3) 記載の入札場所に持参するものとする。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の (4) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ケ 2 以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
要
- イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 515 号

熊本県漁業調整規則（昭和 40 年熊本県規則第 18 号の 2）第 8 条第 3 項及び第 21 条第 3 項の規定に基づき、許可又は起業の認可を申請するべき期間を次のとおり定める。

平成 18 年 7 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 許可又は起業の認可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁業名称	漁業種類	操業区域
流し網漁業	小目流し網漁業	不知火海
流し網漁業	中目流し網漁業	不知火海
流し網漁業	大目流し網漁業	不知火海
げんしき網漁業	げんしき網漁業	不知火海

2 申請期間

平成 18 年 7 月 3 日から平成 18 年 7 月 11 日まで

登載依頼

公告

対象事業の実施を他の者に引き継いだので、熊本県環境影響評価条例（平成 12 年熊本県条例第 61 号）第 27 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 18 年 7 月 3 日

有限会社野澤産業 代表取締役 野澤 寿

- 1 引継ぎ前の事業者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 有限会社野澤産業 代表取締役 野澤 寿
 - (2) 住所 熊本県鹿本郡植木町大字投刀塚 484 番地
- 2 事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 有限会社野澤産業 植木町投刀塚安定型最終処分場設置事業
 - (2) 種類 産業廃棄物安定型最終処分場
 - (3) 規模 事業実施区域面積 約 35,000 平方メートル
- 3 対象事業の実施を他の者に引き継いだ旨
対象事業については、熊本県環境影響評価条例第 23 条の規定に基づき、平成 18 年 6 月 5 日付けで環境影響評価書の公告を行ったが、平成 18 年 6 月 30 日をもって当該対象事業の実施を他の者に引き継いだ。
- 4 引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 寿徳開発株式会社 代表取締役 濱津 優子
 - (2) 住所 熊本県鹿本郡植木町山本 488 番地